

2022年（令和4年）2月25日

指定居宅介護支援事業所管理者 各位

藤沢市長 鈴木 恒夫
(公印省略)

特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書等の提出について（通知）

日頃から、本市の介護保険行政につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。さて、標記の件につきましては、本市が指定権限を有する指定居宅介護支援事業所であって、対象サービスについて最も紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」といいます。）の占める割合が80%を超える場合については、本市に対して報告が必要となります。

そこで、該当する事業所におかれましては、次のとおり、ご提出いただきますようお願いいたします。なお、提出を要しない事業所についても、報告書の作成及び事業所への保管は必要となりますので、よろしく願いいたします。

1 提出を要する事業所

判定期間中（令和3年9月1日から令和4年2月末日まで）に作成した居宅サービス計画のうち、対象サービス（※）について紹介率最高法人の占める割合が80%を超えているものがある場合

※ 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の4サービス

2 提出書類

①「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（令和3年度後期用）」

※各サービスの紹介率最高法人の占める割合が1種類でも80%を超えた場合は、提出が必要となります。報告書を作成した結果、80%を超えなかった場合は、提出は不要となりますが、事業所にて2年間報告書を保管してください。

②「正当な理由の有無に関する申出書」（報告書別紙）

※①を提出する場合は必ず②も提出してください。

③「介護報酬の加算等に関する届出書」

※今回の算定期間で新たに減算対象となる場合、または適用対象外となる場合のみ必要。

3 提出期限 2022年（令和4年）3月15日（火）

4 提出先 来庁の場合：介護保険課（本庁舎2階）

郵送の場合：〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1

藤沢市役所 介護保険課 総務・給付担当

電話 0466-50-8270

5 報告書様式等掲載場所 …… 藤沢市ホームページ

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 介護保険 > 事業者向け > 居宅介護支援 > 特定事業所集中減算について
> 特定事業所集中減算に係る手続き（令和3年度後期分）

以上